

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

#### （個別項目）

##### a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

当社主要売上品目である生コンクリートの北海道内における需要が減少の一途を辿っており、供給過多の地域では同業他社との共同操業を積極的に展開しております。

また、撤退を選択した企業とも営業権や製造設備の買い取りをして、同業他社との協調に取り組んでおります。

##### b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

発注者である建設大手ではEDIの活用が進んでおり、建設業でのEDIを行う為のC I - N E Tという電子商取引の要請に当社は積極的に応じています。

また、従来自社開発していた基幹システムをアウトソーシングしサーバーも遠隔地のデータセンターを活用し時代の趨勢にあったセキュリティ対策等に努めております。

##### c. 専門人材マッチング

##### d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

資本提携する同業の会澤高圧コンクリート社が提唱する“NET ZERO 2045”というカーボンニュートラルの取り組みに賛同し取り組みを進めております。

##### e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

弊社は度々公正取引委員会から“下請事業者との取引に関する調査について”なる調査に鋭意回答し、法令遵守に日々努めております。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

### ③手形などの支払条件

約束手形振出しは行っておらず、すべて現金払いです。

### ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

下請代金支払遅延等防止法など来るべき約束手形廃止の動きに先立ち、令和3年4月の振出を最後に買掛・仕入代金の決済をすべて現金払いに致しました。

2024年10月11日

太平洋富士生コン株式会社

代表取締役 金田吉則

### （備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。